

共通仕様書 土木工事編 ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																																																																																																																																																			
141	第2編第2章 土木工事材料 第12節 道路標識 及び区画線	<p>2-12-2 区画線</p> <p>2. 区画線に使用する材料の種類及び規格は次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">標準使用量</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>ペイント</th> <th>ガラスビーズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常温型</td> <td>W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種</td> <td>50 ℓ / km</td> <td>1号 39kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=20cm 〃</td> <td>67 ℓ / km</td> <td>1号 52kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=30cm 〃</td> <td>100 ℓ / km</td> <td>1号 78kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱型</td> <td>W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 2種</td> <td>70 ℓ / km</td> <td>1号 59kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=20cm 〃</td> <td>93 ℓ / km</td> <td>1号 79kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=30cm 〃</td> <td>140 ℓ / km</td> <td>1号 118kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熔融型</td> <td>W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 3種 1号</td> <td>390kg / km</td> <td>散布1号 25kg / km</td> <td>プライマーの標準使用量 25kg / km塗布</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=20cm 〃</td> <td>520kg / km</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=30cm 〃</td> <td>780kg / km</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=45cm 〃</td> <td>1,170kg / km</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水性型</td> <td>W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種</td> <td>50 ℓ / km</td> <td>1号 39kg / km</td> <td>溶媒として揮発性有機化合物を5% (以下) 含まず、水を使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td>常温型</td> <td>W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種</td> <td>39 ℓ / km</td> <td>1号 30kg / km</td> <td>仮区画線用</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規格	標準使用量		摘要	ペイント	ガラスビーズ	常温型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 ℓ / km	1号 39kg / km		〃	W=20cm 〃	67 ℓ / km	1号 52kg / km		〃	W=30cm 〃	100 ℓ / km	1号 78kg / km		加熱型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 2種	70 ℓ / km	1号 59kg / km		〃	W=20cm 〃	93 ℓ / km	1号 79kg / km		〃	W=30cm 〃	140 ℓ / km	1号 118kg / km		熔融型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 3種 1号	390kg / km	散布1号 25kg / km	プライマーの標準使用量 25kg / km塗布	〃	W=20cm 〃	520kg / km	〃	〃	〃	W=30cm 〃	780kg / km	〃	〃	〃	W=45cm 〃	1,170kg / km	〃	〃	水性型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 ℓ / km	1号 39kg / km	溶媒として揮発性有機化合物を5% (以下) 含まず、水を使用するものとする。	常温型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	39 ℓ / km	1号 30kg / km	仮区画線用	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 熔融型の塗布厚1.5mmの標準使用量を追加。 </div> <p>2. 区画線に使用する材料の種類及び規格は次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">塗膜厚</th> <th colspan="2">標準使用量</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>ペイント</th> <th>ガラスビーズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常温型</td> <td>W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種</td> <td></td> <td>50 ℓ / km</td> <td>1号 39kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=20cm 〃</td> <td></td> <td>67 ℓ / km</td> <td>1号 52kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=30cm 〃</td> <td></td> <td>100 ℓ / km</td> <td>1号 78kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱型</td> <td>W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 2種</td> <td></td> <td>70 ℓ / km</td> <td>1号 59kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=20cm 〃</td> <td></td> <td>93 ℓ / km</td> <td>1号 79kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=30cm 〃</td> <td></td> <td>140 ℓ / km</td> <td>1号 118kg / km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熔融型</td> <td>W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 3種 1号</td> <td>1.5mm</td> <td>570kg / km</td> <td>散布1号 25kg / km</td> <td>プライマーの標準使用量 25kg / km塗布</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=20cm 〃</td> <td>1.5mm</td> <td>750kg / km</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=30cm 〃</td> <td>1.5mm</td> <td>1,130 / km</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>W=45cm 〃</td> <td>1.5mm</td> <td>1,700 / km</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>水性型</td> <td>W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種</td> <td></td> <td>50 ℓ / km</td> <td>1号 39kg / km</td> <td>溶媒として揮発性有機化合物を5% (以下) 含まず、水を使用するものとする。</td> </tr> <tr> <td>常温型</td> <td>W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種</td> <td></td> <td>39 ℓ / km</td> <td>1号 30kg / km</td> <td>仮区画線用</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規格	塗膜厚	標準使用量		摘要	ペイント	ガラスビーズ	常温型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種		50 ℓ / km	1号 39kg / km		〃	W=20cm 〃		67 ℓ / km	1号 52kg / km		〃	W=30cm 〃		100 ℓ / km	1号 78kg / km		加熱型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 2種		70 ℓ / km	1号 59kg / km		〃	W=20cm 〃		93 ℓ / km	1号 79kg / km		〃	W=30cm 〃		140 ℓ / km	1号 118kg / km		熔融型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 3種 1号	1.5mm	570kg / km	散布1号 25kg / km	プライマーの標準使用量 25kg / km塗布	〃	W=20cm 〃	1.5mm	750kg / km	〃	〃	〃	W=30cm 〃	1.5mm	1,130 / km	〃	〃	〃	W=45cm 〃	1.5mm	1,700 / km	〃	〃	水性型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種		50 ℓ / km	1号 39kg / km	溶媒として揮発性有機化合物を5% (以下) 含まず、水を使用するものとする。	常温型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種		39 ℓ / km	1号 30kg / km	仮区画線用
種類	規格	標準使用量			摘要																																																																																																																																																	
		ペイント	ガラスビーズ																																																																																																																																																			
常温型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 ℓ / km	1号 39kg / km																																																																																																																																																			
〃	W=20cm 〃	67 ℓ / km	1号 52kg / km																																																																																																																																																			
〃	W=30cm 〃	100 ℓ / km	1号 78kg / km																																																																																																																																																			
加熱型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 2種	70 ℓ / km	1号 59kg / km																																																																																																																																																			
〃	W=20cm 〃	93 ℓ / km	1号 79kg / km																																																																																																																																																			
〃	W=30cm 〃	140 ℓ / km	1号 118kg / km																																																																																																																																																			
熔融型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 3種 1号	390kg / km	散布1号 25kg / km	プライマーの標準使用量 25kg / km塗布																																																																																																																																																		
〃	W=20cm 〃	520kg / km	〃	〃																																																																																																																																																		
〃	W=30cm 〃	780kg / km	〃	〃																																																																																																																																																		
〃	W=45cm 〃	1,170kg / km	〃	〃																																																																																																																																																		
水性型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 ℓ / km	1号 39kg / km	溶媒として揮発性有機化合物を5% (以下) 含まず、水を使用するものとする。																																																																																																																																																		
常温型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	39 ℓ / km	1号 30kg / km	仮区画線用																																																																																																																																																		
種類	規格	塗膜厚	標準使用量		摘要																																																																																																																																																	
			ペイント	ガラスビーズ																																																																																																																																																		
常温型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種		50 ℓ / km	1号 39kg / km																																																																																																																																																		
〃	W=20cm 〃		67 ℓ / km	1号 52kg / km																																																																																																																																																		
〃	W=30cm 〃		100 ℓ / km	1号 78kg / km																																																																																																																																																		
加熱型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 2種		70 ℓ / km	1号 59kg / km																																																																																																																																																		
〃	W=20cm 〃		93 ℓ / km	1号 79kg / km																																																																																																																																																		
〃	W=30cm 〃		140 ℓ / km	1号 118kg / km																																																																																																																																																		
熔融型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 3種 1号	1.5mm	570kg / km	散布1号 25kg / km	プライマーの標準使用量 25kg / km塗布																																																																																																																																																	
〃	W=20cm 〃	1.5mm	750kg / km	〃	〃																																																																																																																																																	
〃	W=30cm 〃	1.5mm	1,130 / km	〃	〃																																																																																																																																																	
〃	W=45cm 〃	1.5mm	1,700 / km	〃	〃																																																																																																																																																	
水性型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種		50 ℓ / km	1号 39kg / km	溶媒として揮発性有機化合物を5% (以下) 含まず、水を使用するものとする。																																																																																																																																																	
常温型	W=15cm 路面標示用塗料 JIS K 5665 1種		39 ℓ / km	1号 30kg / km	仮区画線用																																																																																																																																																	

共通仕様書 土木工事編 ・改正対比表

頁	項目	改正前		改正後	
		測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所
37	土木工事施工管理基準及び規格値 1 共通編 3 無筋、鉄筋 コンクリート 7 鉄筋 4 組立て	<p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、3-3-4-12床版・横組工を適用する。</p> <p>注3) <u>新設のコンクリート構造物(橋梁上部・下部工)の鉄筋の配筋状態及びかぶりについては「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」を適用する。</u></p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>非破壊試験は国土交通省では試行での実施で、必須ではないため削除。福島県においては、今後試行案を検討し、試行として実施予定。</p> </div> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、3-3-4-12床版・横組工を適用する。</p>	

共通仕様書 土木工事編 ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後																																																																																																										
113	2. 様式 第11号様式 現場代理人 及び主任技術 者等通知書	<p style="text-align: center;"><第11号様式・約款10条1項、3項関係> 当初 変更</p> <p style="text-align: center;">現場代理人及び主任技術者等通知書</p> <p>年 月 日契約を締結した、 工事（工期 年 月 日～ 年 月 日）について、福島県工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等を下記のとおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。</p> <p style="text-align: center;">（契約権者） 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請負人 住所 氏名 氏名 記</p> <p>1 現場代理人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">氏 名</th> <th style="width: 50%;">種 限</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">（年 月 日生）</td> <td>1 約款第10条第2項に規定する種類のすべて</td> </tr> <tr> <td>2 上記のうち を除く。</td> </tr> </table> <p><small>（注） 該当する事項の番号を○で囲むこと。</small></p> <p>2 主任技術者又は監理技術者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">施工形態</th> <th colspan="2" style="width: 45%;">1 すべて自社施工する。</th> <th colspan="2" style="width: 45%;">2 一部下請施工する。</th> </tr> <tr> <td colspan="2">i 下請総額3,000万円未満</td> <td colspan="2">ii 下請総額3,000万円以上</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">主任技術者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">監 理 技 術 者</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">氏名</th> <th style="width: 5%;">役職</th> <th style="width: 15%;">資格の名称</th> <th style="width: 5%;">氏名</th> <th style="width: 5%;">役職</th> <th style="width: 15%;">資格の名称</th> <th style="width: 5%;">資格番号</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（年 月 日生）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">（年 月 日生）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><small>（注） 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を○で囲むこと。 2 下請総額3,000万円は、建築一式工事の場合は、4,500万円となる。 3 監理技術者資格者の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。 4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を○で囲むこと。） 5 2部（1部写し）提出すること。</small></p> <p style="text-align: center;">（監督員確認欄）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th style="width: 10%;">氏名</th> <th style="width: 10%;">氏名</th> <th style="width: 10%;">氏名</th> </tr> <tr> <td>確認月日</td> <td>確認結果</td> <td>確認月日</td> <td>確認結果</td> <td>確認結果</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある</td> <td></td> <td>現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>※ 請負金額が500万円以上の場合は、施工体制点検によるため記入不要。</small></p>	氏 名	種 限	（年 月 日生）	1 約款第10条第2項に規定する種類のすべて	2 上記のうち を除く。	施工形態	1 すべて自社施工する。		2 一部下請施工する。		i 下請総額3,000万円未満		ii 下請総額3,000万円以上		主任技術者		監 理 技 術 者			氏名	役職	資格の名称	氏名	役職	資格の名称	資格番号	（年 月 日生）			（年 月 日生）				職	氏名	氏名	氏名	氏名	確認月日	確認結果	確認月日	確認結果	確認結果		現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある		現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある		<p style="text-align: center;"><第11号様式・約款10条1項、3項関係> 当初 変更</p> <p style="text-align: center;">現場代理人及び主任技術者等通知書</p> <p>年 月 日契約を締結した、 工事（工期 年 月 日～ 年 月 日）について、福島県工事請負契約約款第 10 条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等を下記のとおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。</p> <p style="text-align: center;">（契約権者） 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請負人 住所 氏名 氏名 記</p> <p>1 現場代理人（下記の現場代理人の常駐義務緩和工事を除き、他の工事において現場代理人格でないことを報告します。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 70%;">種 限</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">（年 月 日生）</td> <td>1 約款第10条第2項に規定する種類のすべて</td> </tr> <tr> <td>2 上記のうち を除く</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">常駐義務緩和工事</th> <th style="width: 15%;">工事部分</th> <th style="width: 15%;">工事名</th> <th style="width: 15%;">工事期間</th> <th style="width: 40%;">～</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p><small>（注） 1 該当する事項の番号を○で囲むこと。 2 氏名は現場代理人となる者が自署すること。 3 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。（建設業法上の営業所の専任技術者である者、他の工事において現場代理人である者、他の工事において専任の主任技術者又は監理技術者である者は現場代理人とはならない。）</small></p> <p>2 主任技術者又は監理技術者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">施工形態</th> <th colspan="2" style="width: 45%;">1 すべて自社施工する。</th> <th colspan="2" style="width: 45%;">2 一部下請施工する。</th> </tr> <tr> <td colspan="2">i 下請総額3,000万円未満</td> <td colspan="2">ii 下請総額3,000万円以上</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">主任技術者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">監 理 技 術 者</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">氏名</th> <th style="width: 5%;">役職</th> <th style="width: 15%;">資格の名称</th> <th style="width: 5%;">氏名</th> <th style="width: 5%;">役職</th> <th style="width: 15%;">資格の名称</th> <th style="width: 5%;">資格者証番号</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（年 月 日生）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">（年 月 日生）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><small>（注） 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を○で囲むこと。 2 下請総額3,000万円は、建築一式工事の場合は、4,500万円となる。 3 監理技術者資格者の交付を受けている技術者は、その写し（表、裏とも）を添付すること。 4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。（上欄の変更を○で囲むこと。） 5 請負金額が2,500万円（建築一式工事においては5,000万円）以上の工事における主任技術者又は監理技術者、工事現場ごとに専任の者であること。（建設業法上の営業所の専任技術者である者や他の工事において専任の主任技術者又は監理技術者である者は主任技術者又は監理技術者とはならない。）</small></p> <p style="text-align: center;">（監督員確認欄）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">職</th> <th style="width: 30%;">氏名</th> <th style="width: 10%;">氏名</th> <th style="width: 10%;">氏名</th> <th style="width: 10%;">氏名</th> </tr> <tr> <td>確認月日</td> <td>確認結果</td> <td>確認月日</td> <td>確認結果</td> <td>確認結果</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある</td> <td></td> <td>現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>※ 請負金額が500万円以上の場合は、施工体制点検によるため記入不要。</small></p>	氏 名	種 限	（年 月 日生）	1 約款第10条第2項に規定する種類のすべて	2 上記のうち を除く	常駐義務緩和工事	工事部分	工事名	工事期間	～						施工形態	1 すべて自社施工する。		2 一部下請施工する。		i 下請総額3,000万円未満		ii 下請総額3,000万円以上		主任技術者		監 理 技 術 者			氏名	役職	資格の名称	氏名	役職	資格の名称	資格者証番号	（年 月 日生）			（年 月 日生）				職	氏名	氏名	氏名	氏名	確認月日	確認結果	確認月日	確認結果	確認結果		現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある		現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある	
氏 名	種 限																																																																																																												
（年 月 日生）	1 約款第10条第2項に規定する種類のすべて																																																																																																												
	2 上記のうち を除く。																																																																																																												
施工形態	1 すべて自社施工する。		2 一部下請施工する。																																																																																																										
	i 下請総額3,000万円未満		ii 下請総額3,000万円以上																																																																																																										
主任技術者		監 理 技 術 者																																																																																																											
氏名	役職	資格の名称	氏名	役職	資格の名称	資格番号																																																																																																							
（年 月 日生）			（年 月 日生）																																																																																																										
職	氏名	氏名	氏名	氏名																																																																																																									
確認月日	確認結果	確認月日	確認結果	確認結果																																																																																																									
	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある		現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある																																																																																																										
氏 名	種 限																																																																																																												
（年 月 日生）	1 約款第10条第2項に規定する種類のすべて																																																																																																												
	2 上記のうち を除く																																																																																																												
常駐義務緩和工事	工事部分	工事名	工事期間	～																																																																																																									
施工形態	1 すべて自社施工する。		2 一部下請施工する。																																																																																																										
	i 下請総額3,000万円未満		ii 下請総額3,000万円以上																																																																																																										
主任技術者		監 理 技 術 者																																																																																																											
氏名	役職	資格の名称	氏名	役職	資格の名称	資格者証番号																																																																																																							
（年 月 日生）			（年 月 日生）																																																																																																										
職	氏名	氏名	氏名	氏名																																																																																																									
確認月日	確認結果	確認月日	確認結果	確認結果																																																																																																									
	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある		現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある																																																																																																										

共通仕様書 土木工事編 ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
669 ～ 679	18. 福島県 元請・下請 関係適正化 指導要綱及び 工事現場に おける施工 体制点検 マニュアル について 「施工プロ セス」のチェ ックリスト	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>「施工プロセス」のチェックリスト（工事現場における施工体制点検チェックリスト）の点検内容（次ページからの波線部分）を改正。</p> <p>（文字サイズ等の都合上、11ページが7ページとなりました。）</p> </div>	

「施工プロセス」のチェックリスト
 (工事現場における施工体制点検チェックリスト)

1. 工事番号 _____
 2. 工事名 _____ 工事
 3. 施工業者 _____

事務所名: _____

監督員名: _____

「工事現場における施工体制点検チェックリスト」は、共通仕様書、契約約款に基づき、施工体制が適正であるかを監督員等が点検する。
 該当項目欄では、該当となる項目に を記入し、該当外の項目は空欄とする。
 チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば にレマークを、不備がある場合は×マークを記入し、不備がある場合は備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
 処分事項欄が印の項目の点検結果に不備がある場合は、監督処分の対象となるので、不備が確認された段階で必要な措置を行う。ただし、主任技術者(監理技術者)専任の点検については、2回目の不在が確認された段階で必要な措置を行うこととする。
 チェックの時期・回数における「施工時の変更時」とは、下請業者の変更等による体制の変更時であり契約変更時ではない。

細 別	確認項目	確認内容 (チェックの時期・回数)	該 当 目	チ ェ ッ ク 欄						備 考 (指示事項及びその是正状況等)	法 令 遵 守 該 当 事 項
				着 手 前	施 工 時						
1 施 工 体 制 一 般	現場施工体制	・施工計画書の記載内容(現場組織表等)と現場施工体制が一致している。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	施工体制台帳等 下請総額が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の場合	・施工体制台帳の写し【下請通知書】を福島県元請・下請関係適正化指導要綱に示す期限内に提出した。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	【内は下請総額3,000万円未満(建築一式工事の場合は4,500万円未満)の場合。	・施工体制台帳【下請通知書】に、必要事項が記入してある。(施工体制台帳は別添チェックリストにて確認) (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付し、必要事項が記入してある。(別添チェックリストにて確認) (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	施工体系図等 下請総額が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の場合	・提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられている。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		・施工体系図【元請・下請関係者一覧表】を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
【内は下請総額3,000万円未満(建築一式工事の場合は4,500万円未満)の場合。	・施工体系図【元請・下請関係者一覧表】に記載のない業者が作業していない。 (施工時1回/2ヶ月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
	・施工体系図【元請・下請関係者一覧表】に記載されている監理(主任)技術者が本人である。 (施工時の当初、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置している。 (施工時1回程度)		(/)								

「施工プロセス」のチェックリスト
(工事現場における施工体制点検チェックリスト)

(2 / 7)

検査項目	細別	点検項目	点検内容 (チェックの時期・回数)	該当項目	チェック欄						備考 (指示事項及びその是正状況等)	法令遵守事項	
					着手前	施工時				完成時			
1 施工体制一般	施工体制一般	建設業退職金共済制度等	・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。(施工時1回程度) ・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)		(/)								
			・建設業退職金共済証書の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時2回程度)		(/)	(/)							
		工事カルテ	・工事カルテを事前に監督員の確認を受け、契約締結後の10日以内に登録機関に申請している。(着手前、変更後、完成時)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		人員・機械の配置	・工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		現場代理人の常駐義務緩和の条件	・現場代理人の常駐緩和により不在となる場合は、現場の取締り他、施工に関する責任者を指定して配置している。(施工時適宜) ・現場代理人が現場を離れる時は、監督員と必ず連絡が取れる体制となっている。(施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		元請負人の実質関与 <small>下記10項目に、ひとつでもOKでないものがある場合は不備があると判断する</small>	・元請負人は下請工事の施工に実質的に関与している。(一括下請けの禁止) (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		1.発注者との協議	・元請負人は協議等の打ち合わせを主体的に実施している。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		2.官公庁への届出	・元請負人は工事施工に伴う道路管理者等の協議を行っている。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		3.近接工事との調整	・元請負人は近隣工事との工程等の調整を適正に行っている。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		4.工程管理	・元請負人は工事全体を把握し、工事の手順段取りを適正に調整・指揮している。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
	5.完成検査	・元請負人は下請施工分の完成検査を実施している。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
	6.安全管理	・元請負人は労働者の安全教育、下請業者の安全指導を実施している。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
	7.下請の施工調整及び指導監督	・元請負人は施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指導している。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
	8.住民への説明	・元請負人は工事施工に伴う住民説明を行っており、住民からの苦情に的確に対応している。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
	9.施工計画	・元請負人は契約図書の内容を適切に把握し、設計図書の照査を的確に実施し、施工計画(工程計画、安全計画、品質管理の計画)を立案している。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
	10.出来型・品質管理	・元請負人は所定の検査・試験を実施している。		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				

「施工プロセス」のチェックリスト
(工事現場における施工体制点検チェックリスト)

(3 / 7)

考査項目	細別	点検項目	点検内容 (チェックの時期・回数)	該当項目	チェック欄							備考 (指示事項及びその是正状況等)	法令遵守事項	
					着手前	施工時								完成時
施工体制	現場代理人及び配技術者	現場代理人	・現場代理人は実質的に現場に常駐している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・現場代理人は、工事全体の把握が出来ている。 (施工時1回/2ヶ月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・施工計画書は、必要な事項について具体的な内容で記載している。 (着手前、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
		主任技術者 監理技術者の専任制	・専任義務のある主任技術者(下請業者を含む)又は監理技術者が現場に専任している。 (1回/2ヶ月程度)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・監理技術者が所持する監理技術者資格者証が、本人のものであり、当該資格、有効期間が適切である。 (着手前)	(/)										
			資格者証の交付日が平成16年3月1日以降の場合 ・監理技術者が所持する監理技術者講習終了証が、本人のものであり、有効期間が適切である。 (着手前)	(/)										
			主任技術者(監理技術者)の専任義務は請負金額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は5,000万円以上) 資格者証の交付日が平成16年3月1日以降の場合は、資格者証及び講習修了証を確認 ・主任技術者及び監理技術者は、所属建設会社との恒常的な雇用関係(専任の場合は、入札の申込があった日以前に3ヶ月以上)にある。 (着手前)	(/)										
		配置技術者の施工管理能力	・書類整理、資料整理が適切に処理されている。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・施工に先だち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)				
			・契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
			・設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
・作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 (着手前、施工時適宜)	(/)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)					
・下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。 (施工時適宜)			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)					
・主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 (着手前、施工時適宜)	(/)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)					
専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 専門技術者の必要のない工事は対象外 (施工計画時、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)						
作業主任者の選任	・労働安全衛生法に基づく作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)						

施工体制台帳チェックリスト

1. 工事番号 _____
2. 工事名 _____
3. 施工業者 _____

・ 確認結果欄 では、記載事項及び添付書類を確認した月日、及びその内容がOKあればレマークを、不備がある場合は×マークを記入する。

(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか。(建設業法施行規則第14条の2)

チェック項目	確認結果欄				備 考
	/	/	/	/	
・ 作成特定建設業者が許可を受けた建設業の種類					
・ 建設工事の名称、内容及び工期					
・ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地。					
・ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成特定建設業者の発注者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し)					
・ 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別					
・ 作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成特定建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された発注者への通知書の写し)					
・ 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格					
・ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類					
・ 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期					
・ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日					
・ 作成特定建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成特定建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した下請人に対する通知書の写し)					
・ 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成特定建設業者の下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した作成特定建設業者への通知書の写し)					
・ 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別					
・ 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格					
・ 1次下請負契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び所在地					

(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか。(建設業法施行規則第14条の2第2項)

チェック項目	確認結果欄				備考
	/	/	/	/	
1) 2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し(公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)					
・下請契約書に法第19条にある全ての事項がふくまれているか					
工事内容					
請負代金の額					
工事着手の時期及び工事完成の時期					
請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするとき、その支払の時期及び方法					
当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め					
天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め					
価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更					
工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め					
注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め					
注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期					
工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法					
工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするとき、その内容					
各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金					
契約に関する紛争の解決方法					
「請負人は福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 第5)					

2) 全ての再下請通知書					
<ul style="list-style-type: none"> 再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。 					
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 下請負人の商号、名称、住所、許可番号 					
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称 					
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類 					
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について 					
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 工事の名称、内容、工期 					
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 請負契約を締結した年月日 					
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し) 					
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての再下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し) 					
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否か 					
<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格 					
3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し(監理技術者資格者証の写し)					
4) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し)					
5) 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し					